

新城市財政健全化推進本部規程を次のように定める。

平成29年5月30日

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財政健全化推進本部規程

(設置)

第1条 本市の財政の健全化を推進するため、新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 財政の健全化に向けた重要事項を審議すること。
- (2) 財政の健全化に向けた総合調整に関すること。
- (3) 財政推計の進行管理に関すること。
- (4) その他財政の健全化の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。

- 2 本部に副本部長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 本部に本部員を置き、部長及びこれに相当する職にある者のうちから、市長が任命する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、第2条各号に掲げる事務に関する事項のうち本部が指示するものについて調査審議する。
- 3 部会員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、本部長の命を受けて部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。